

広島県告示第五百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第一百五條の九第一項の規定によつて、次のとおり福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を取り消す。

平成二十二年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業及び 指定介護予防サービス事業者	名 称	特定非営利活動 法人あんしん介 護支援サービス センター
居宅サービス事業及び 介護予防サービス事業を 行う事業所	主たる事務所の 所在地	広島市東区戸坂 中町六一四九
取消年月日	名 称	あんしん介護福 祉用具貸与事業 所
所在地	広島市東区戸坂 中町六一四九	平成二二年 七月一日